

重要事項説明書

養護老人ホーム神港園

事業所の概要や提供されるサービスの内容等、ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

1. 事業所(法人格)の名称等

| | | | | | |
|------|------------------------------|-----|--------------|----------|------------------|
| 事業所名 | 社会福祉法人 神港園 | | 代表者 | 理事長 高谷 明 | |
| 所在地 | 〒651-2311 神戸市西区神出町東 1188-345 | | | | |
| 電話番号 | 078-965-1407 | FAX | 078-965-1225 | 設立年月日 | 昭和 26 年 1 月 23 日 |

2. 事業所(施設)の名称

| | | | | | |
|------|------------------------------|-----|--------------|-------|------------------|
| 事業所名 | 養護老人ホーム神港園 | | 事業所長(管理者) | 舩江 孝志 | |
| 種別 | 養護老人ホーム | | 介護保険事業所番号 | | |
| 所在地 | 〒651-2311 神戸市西区神出町東 1188-345 | | | 利用定員 | 50 名 |
| 電話番号 | 078-965-3661 | FAX | 078-965-3662 | 開設年月日 | 昭和 26 年 1 月 23 日 |

3. 建物の概要

| | | | |
|-------|-----------------|------|------------------------|
| 建物の構造 | 鉄筋コンクリート造地上 3 階 | 延床面積 | 2669.41 m ² |
|-------|-----------------|------|------------------------|

4. 居室・設備の概要

(1) 居室

| | |
|-----|--|
| 2 階 | 各 25 室(1 人当たり約 14.8 m ²) (洗面・収納家具・冷暖房完備) |
| 3 階 | |

※入居者の心身の状況等により、居室を変更する場合があります。

(2) 主な設備

| | | | |
|--------|-----------------|-------|---------|
| 食堂兼集会室 | 1ヶ所 | デイルーム | 2ヶ所 |
| 静養室 | 1室 | 洗濯室 | 洗濯機・乾燥機 |
| 浴室 | 大浴室 1ヶ所 小浴室 3ヶ所 | | |

(3) 防災設備

省令及び消防法に基づき、下記の設備を設置しています。
 ・スプリンクラー・火災感知器・屋内消火栓・散水栓・防火扉・不燃性カーテン等使用
 ・避難誘導灯・非常階段・緊急通報電話・非常放送設備・非常発電設備

5. 運営方針

事業目標：「介護が必要になっても安心して過ごして頂ける養護老人ホームを目指して」 入居者が有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活が営めるよう、ケアプランに基づき専門スタッフが快適で安心した生活が送れるよう支援いたします。

6. 職員配置状況

(1) 主な職員配置

| 職位および職種 | 配置人員 | 職位および職種 | 配置人員 |
|---------|---------------------|---------|------|
| 施設長 | 1 名 | 介護職員 | 10 名 |
| 医師 | 3 名(内科・精神科・整形外科 嘱託) | 看護職員 | 1 名 |
| 生活相談員 | 2 名 | 管理栄養士 | 1 名 |
| 機能訓練指導員 | | 事務職員 | 1 名 |

(2) 介護職員・看護職員等 勤務体制

| 職種 | 勤務体制 |
|--------|---|
| 介護職員 | 日勤 9:00~17:30 早出 7:30~16:00 遅出 11:30~20:00 夜勤 17:30~翌 8:30 |
| 看護職員 | 日勤 9:00~17:30(月~金) |
| その他の職員 | 生活相談員：日勤 9:00~17:30(月~金) |

7. 施設サービスの概要

| | |
|--------|---|
| 食事 | 四季折々の季節感あふれる家庭的な食事を提供します。 朝食 7:30 昼食 12:00 夕食 17:30 ※入居者の状態に応じて、配膳・下膳の介助を行います。 |
| 入浴 | 入浴は週2回以上ご利用いただけます。 大浴場(月～土)13:00～15:30 小浴場(月～土)13:30～19:00 ※一人で入浴可能な方につきましては、曜日に関係なくシャワー浴をご利用ください。 ※入居者の状態に応じて、入浴の声掛け、浴室内移動時の手引き歩行介助等を行います。 ※身体の状態に応じて、一般浴、一部介助浴、見守り浴を行います。 |
| 預かり金管理 | 施設での生活に必要な入金(家族等からの預り金、各種年金等)および出金(お小遣い、理美容費、日用消耗品費、医療費等)を、利用者個人の預金口座を開設し適正に代行管理いたします。 |
| 外出援助 | 月2回のコープ送迎、誕生月の外食援助を実施しています。 ※個人的な都合による外出援助はお受けできません。 |
| 健康管理 | 医師、看護師の指導に基づき必要な援助を行います。また、定期的な健康診断を実施します。 |
| 環境整備 | 月に1回程度、居室内や冷蔵庫内の安全・衛生点検を行います。 |
| クラブ活動等 | 各種クラブ活動・レクリエーション・行事等を実施します。 |
| ホーム喫茶 | 定期的にホーム喫茶を実施しています。 |

8. 介護保険サービスの利用について

介護認定申請の結果、「要介護」「要支援」と認定をされた方につきましては、居宅介護サービスを利用する事ができます。サービス利用の希望につきましては、施設相談員へご相談ください。

9. 費用負担の概要

当施設は措置制度により運営されています。費用につきましては、入居者が各市町村に対して毎月の支払いを行う事になります。入居者が支払う費用徴収金の金額は、年収の約6割程度となります。また、扶養義務者にも一定の費用負担がかかる場合もあります。詳しくは担当の区役所あんしんすこやか係り(市町村・福祉事務所)にお問い合わせ下さい。

10. 費用徴収金等の支払い方法

サービス利用料のお支払いは、1カ月ごとに請求し、翌月の指定日に指定口座から引き落としさせていただきます。

11. 入居について

各市町村福祉事務所よりの措置委託により入所受け入れを行います。

12. 退居について

次の場合は退居の対象となります。

- (1) 日常生活において、常時の身体介護や見守りを要する状態となった場合。
- (2) 入院が3ヶ月を超えた場合、又は3ヶ月を超えると判断された場合。
- (3) 医療的な支援を常時必要とする場合。
- (4) 施設内における公序良俗に反する言動を繰り返す場合、又は著しい迷惑行為が認められた場合。
- (5) 市町村福祉事務所において措置基準に適合しないと判断された場合。
- (6) その他入居者が当施設において生活することが困難と判断された場合。

13. 事故等緊急時の対応

事業者は、施設において入居者に係る事故等が発生した場合又は、入居者の状態が急変した場合、速やかに入居者の家族・協力医療機関等に連絡し、必要な処置を講じます。

14. 賠償責任

サービスの提供に伴って、事業所の責に帰すべき事由により入居者に生じた損害について賠償する責任を負います。万が一の事故発生に備え、損害保険に加入しています。但し、当該事故の発生に入居者の故意又は過失が認められる場合は、事業者の損害賠償の額を減ずることが出来ます。入居者が、サービスの実施にあたって入居者の自己責任に基づいて事故が発生した場合は、事業者は損害賠償責任を負いません。入居者は、自己の責に帰すべき事由により事業者又は他の入居者に生じた損害について賠償する責任を負います。

15. 虐待の防止

事業者は、利用者の権利の擁護・虐待の防止のために、下記の対策を講じます。

- ①虐待防止推進のため、虐待防止のための指針を整備します。
- ②虐待防止の普及啓発のため、従業者に対して定期的な研修を実施します。
- ③虐待防止を検討するための委員会として虐待防止検討委員会を設置し、その検討結果を従業者に周知します。
- ④虐待防止に関する責任者を選定し、相談・報告等の体制を整備します。
- ⑤苦情解決体制を整備します。
- ⑥成年後見制度の利用を支援します。

16. 身体的拘束等の適正化推進

事業者は身体的拘束等の適正化推進のため、次の措置を講じます。

- ①身体的拘束等の適正化のための指針を整備します。
- ②身体的拘束等の適正化推進のため、従業者に対して定期的な研修を実施します。
- ③身体的拘束等の適正化推進のための対策を検討する委員会として身体的拘束等適正化検討委員会を設置し、その検討結果を従業者に周知します。
- ④やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、定められた手続きに従って実施するとともに、必要な事項について適切に記録します。

17. 秘密保持及び個人情報の保護に関して

個人情報保護法等の規程に基づき、入居者にサービスを提供する上で知り得た情報は細心の注意により扱い、決して第三者に漏らすことのないよう厳重に管理いたします。入院時や他施設利用時の利用調整上情報提供が必要な場合に備え、予め別紙同意書を提出いただきます。

※これは退居後においても継続するものといたします。

※実習生・ボランティアにおいても同様とし、別途規程を設け徹底した指導を行います。

18. 苦情等について

- (1) 当施設についての相談・苦情は、下記の担当者が受け付けます。

| | | | |
|-------|-------|----------------|-----------------------------------|
| 受付担当者 | 生活相談員 | 竹中 弘志 金嶽 佑紀 | 078-965-3661 (受付時間 9:00~17:00) |
| 解決責任者 | 施設長 | 船江 孝志 | |

- (2) 第三者委員は、苦情解決を円滑に図るために双方への助言や話し合いへの立会い等をいたします。また、直接苦情を受け付けることが出来ます。

| | | | |
|-------|-------|-------|---------------|
| 第三者委員 | 福祉経験者 | 水間 一彦 | 090-1914-8756 |
| | 法人の監事 | 琴浦 圭子 | 090-9169-7648 |
| | 地域関係者 | 南 誠二 | 080-3849-4637 |

- (3) 次の公的機関において、相談・苦情の申し出が出来ます。

| | | | |
|-------------------------------------|--------------|----|---------------------------|
| 神戸市福祉局(監査指導部) (介護保険サービスに関する相談) | 078-322-6326 | 平日 | 8:45~12:00 13:00~17:30 |
| 養介護施設従事者等による高齢者虐待通報 専用電話(監査指導部内) | 078-322-6774 | 平日 | 8:45~12:00 13:00~17:30 |
| 兵庫県国民健康保険団体連合会 (介護保険サービス苦情相談窓口) | 078-332-5617 | 平日 | 8:45~17:15 |
| 神戸市消費生活センター (契約についてのご相談) | 078-371-1221 | 平日 | 9:00~17:00 |

19. 医療体制および協力病院

- (1) 協力医療機関

神港園診療所(内科・整形外科・精神科)【所長】篠崎 雅史

所在地：神戸市西区神出町東 1188-345

電話番号：078-965-3661

- (2) 協力病院

広野高原病院(救急指定)【院長】安田 慎吾

所在地：神戸市西区北山台 3-1-1

電話番号：078-994-1155

ときわ病院【理事長】関田 大介

所在地：三木市志染町広野 5 丁目 271

電話番号：0794-85-2304

20. その他留意事項

| | |
|-------|---|
| 面 会 | 面会の際は、所定の用紙に記入し職員にお知らせください。 |
| 外出・外泊 | 外出、外泊される場合は、必ず所定の用紙に記入し職員にお知らせください。 |
| 喫 煙 | 喫煙は決められた場所をお願いいたします。 |
| 飲 酒 | お酒等の持ち込みは自由ですが、他の入居者等に迷惑をかけないようお願いいたします。尚、医師の指示により健康上好ましくない時等は、制限させていただきます。 |
| そ の 他 | 所持品はタンス等に収納できる範囲でお預かりします。 施設内の器具備品等は本来の用途でご利用出来ますが、故意又は重大な過失により破損等を生じた場合、弁償していただくことがあります。施設内での宗教活動、政治活動、営利活動等はできません。職員に対する贈り物や飲食のもてなしはお受けできません。ご入居者同士の金銭及び物品の授受はご遠慮ください。 |

年 月 日

本書面に基づいて重要事項の説明を行いました。

事業者 所在地 神戸市西区神出町東 1188-345

事業所名 養護老人ホーム神港園

管理者 施設長 船江 孝志 (印)

説明者氏名 生活相談員 (印)

説明場所 養護老人ホーム神港園

私は、本書面に基づいて重要事項の説明を受け同意いたしました。

入居者 住所 _____

氏名 _____ (印)

代筆者 氏名 _____ (印)

(続柄)

身元引受人

住所 _____

氏名 _____ (印)

(続柄)